

町の耐震化対策について

平成18年に改正耐震改修促進法が施行され、全国的に建築物の耐震化が進められており、町内においても、耐震性の不足している建物が残されています。

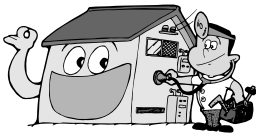
町では耐震化対策の一環として、国の平成21年度一次補正予算によるモデル事業を活用し、一戸あたりの耐震診断費用3万2千円のうち、2千円の個人負担をいただき、木造住宅の耐震診断を行う木造住宅耐震診断士派遣事業を実施し、木造住宅の耐震診断の募集を行いました。

今後も国の補助事業の活用と合わせ、町としての耐震診断士派遣事業の実施を検討していく予定です。

事業の実施が決定した際には、広報ごかや町のホームページ等で順次ご案内をします。

○お問い合わせ

建設環境課 建設都市計画G
☎(84)3347 (直通)



下水道宅内排水設備工事は指定工事店で

○工事は指定工事店で

排水設備工事（新築・増築・改築・撤去）は、町で指定した排水設備指定工事店で行ってください。

○排水設備指定工事店とは

排水設備工事は、構造や使用する器具、材料などに基準が定められています。この工事施工に必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する業者を町が認定し、町民のみなさんに安心して工事を依頼していただくために指定工事店制度を設けています。

指定されていない工事店が工事をを行うと、無届の工事となり、町は下水道への接続を確認できないため、工事の検査ができません。

検査をしないと、工事の不備が見過ごされ、汚水の流れが悪くなり、ごみや汚物が管に詰まったり、下水道管から臭気が出たり、下水道管から臭気が出たり、逆流してくるなど、様々な支障をきたすことがあります。さらに、町で下水道への接続が確認できないため、無断接続（使用料未払い）にもなりかねません。

無断接続が確認された場合は、

条例により過料を科すことがあります。

また、家屋の新築等で工務店と排水設備工事までの一括契約をされた場合に、工務店が排水設備指定工事店になっていないところに工事をさせて、施工の方が気付かないまま無断接続になってしまうトラブルが増えておりますので十分にご注意ください。

○工事は確認を受けてから

排水設備工事は、工事前に「排水設備新設等工事確認申請書」を町に提出して確認を受けた後でないと着工できません。手続きは排水設備指定工事店が代行しますので、金額などについてよく確かめたくうえで署名・捺印してください。

○指定工事店の確認を

排水設備指定工事店一覧表は、上下水道課で配布しています。また、町ホームページからもご覧いただけますのでご確認ください。

○お問い合わせ

上下水道課 下水道G
☎(84)3346

イベント情報

■五霞町男女共同参画講演会の開催のお知らせ

○日時 2月27日(土)

午後1時15分から3時まで

○場所

ふれあいセンターホール

○入場料 無料

○講師

林家 カレー子さん（漫才師）

○演題

「女も男も輝く21世紀」

主婦の目から見た問題提起がふんだんに盛り込まれ、場内を爆笑の渦に巻き込みながらも、今日の男女共同参画の大切さを切々と訴えて万雷の喝采を浴びる。主婦・母親・漫才師と三役をこなす毎日。笑いと涙の講演です。どうぞ、お気軽にお越しください。

■『五霞町教育振興大会』開催のお知らせ

平成21年度教育振興大会において、本町の学校教育、社会教育の振興に寄与した方の表彰及びに教育講演会を開催します。

つきましては、一般の方の参加を受け付けますのでお問い合わせのうえ、ご参加ください。

○日時 2月26日(金)

午後1時30分 開会

○場所 中央公民館 講堂

○内容

・教育功労者の表彰

・各小・中学校教育実践発表

・教育講演会

講師 勝田 顕氏

演題「子どもの心は今」

（元大和村教育長）

○お申し込み期限

2月22日(月)まで（無料）

○お申し込み・お問い合わせ

教育委員会 学校教育G

☎(84)1462



○お問い合わせ
ふれあいセンター☎(84)3595

